

2021年6月14日

## 1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、

「NHK交響楽団の2019年度の財務諸表と2020年度の収支予算書との関係について」として、「2019年度の経常収支は、△257,516,884円の赤字として公表されているが、その赤字の中に、外国公演のヨーロッパ公演費の△252,322,09は、収支相償の原則に基づきどのように処理されているのか知りたい。①増額された助成金17億円に含まれているのかどうか。②含まれていないのなら、2020年度収支予算書の助成金の中で処理されるのか。③その他の方法があるなら、その方法が知りたい」という文書開示の求めがあった。

この求めに対してNHKは、求めの文書は作成または取得しておらず、存在しないため、開示することができないとした。また、「文書不開示のご連絡」の中で、「お尋ねのような内容を記載している文書をNHKは保有しておりませんので、情報開示（NHK役職員が業務上共用するものとして保有する文書の開示）のしくみで回答することはできません」と付記した。

これに対して視聴者より、再検討の求めがあった。

## 2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書は作成または取得しておらず、存在しないため、開示することができない。

なお、求めの内容は、NHK交響楽団の自主性に委ねられているものであることから、求めの文書をNHKは保有しておらず、また、NHKからNHK交響楽団に対して報告等は求めている。

## 3 審議委員会の判断

当審議委員会で関係部局から説明を聴取したところ、開示の求めに係る文書は作成または取得しておらず、存在しないとのことであり、その主張に、特段不自然、不合理な点は認められなかった。

開示の求めの文書は存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いは妥当である。

## 4 審議の経過

2021年 5月31日（第303回審議委員会）

6月14日（第304回審議委員会）

審議、答申